

真正商品の並行輸入のポイント

——特許と商標の違い——

平 尾 正 樹*

Q 1 真正商品の並行輸入とはどのような問題ですか。

A 1 各国の商標権は別個独立のもの（各国商標権独立原則）とされ、一つの国の商標権はその国の領域内にしか効力が及ばない（属地主義）とされますので、外国において適法に商標が付され適法に流通した商品であっても、それが日本に輸入されたときは日本の商標法の適用を受ける結果、その商品に付された商標と同一又は類似する商標について日本で他人が登録商標を有しているときは、日本においてその商品は商標権侵害とされます。これが原則です。

ところが、日本の商標権者又はこれと同視できる者が外国で商標を付して商品を拡布した場合にも上記原則を貫くと、自分が外国で拡布した商品を日本で排除できることとなります。『こういったことが許されるのか』というのが真正商品の並行輸入問題です。

Q 2 具体的にはどのような事例が当てはまりますか。

A 2 一般に商品を日本に輸入するときは、特定の貿易商や特定商社を経由して輸入します。そして、そのような予定ルートにより輸入された商品であれば日本の商標権者がこれを排除しようとすることはありません。ところが、外国で拡布された商品を第三者が購入して独自ルートで日本に輸入したときに、日本の商標権者がその商品を排除しようとする

あります。このように、並行輸入問題は商標権者並びに予定ルートの取引業者とそれ以外のディーラーとの利害対立問題であり、換言すれば商標権者が商品流通経路をコントロールすることを認めるべきかという問題として露呈します。

そして、判例は、外国拡布者と日本の商標権者が同一人か同一人と同視しうる者であるときは並行輸入品は商標権侵害に当たらないとしています。その理由は、『両商品は同一の出所を示しているから、出所表示機能も品質保証機能も害されないから』としています。

Q 3 特許権についても並行輸入問題が生じるのですか。

A 3 日本の特許権者が特許品を外国で拡布し、その特許品を購入した第三者がそれを日本に輸入したときに、特許権者がそれを特許権侵害として排除できるかという局面で並行輸入問題が生じます。

Q 4 特許権の並行輸入問題について、判例はどのように考えているのでしょうか。

A 4 BBS事件の最高裁判例（平7（オ）1988号，平9・7・1）は、「我が国の特許権者又はこれと同視しうる者が国外において特許製品を譲渡した場合においては、特許権者は、譲受人に対しては、当該製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨を譲受人

* 弁護士・弁理士 Masaki HIRAO

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

との間で合意した場合を除き、譲受人から特許製品を譲受けた第三者及びその後の転得者に対しては、譲受人との間で右旨の合意をした上特許製品にこれを明確に表示した場合を除いて、当該製品について我が国において特許権を行使することは許されない」として、『合意も表示もない本件においては並行輸入品は特許権侵害にはならない』としました。

Q5 このように商標法でも特許法でも並行輸入品を権利侵害とは認めないとすると、各国権利独立原則や属地主義との関係はどうなるのでしょうか。

A5 各国権利独立原則は各国の権利は別個独立のものであるという意味に過ぎず、属地主義は各国の権利はその国の領域内ではしか効力が及ばないという意味に過ぎません。日本の特許権や商標権でいえば、日本の特許権や商標権は同一の発明や商標を対象とする外国の特許権や商標権とは別の権利(各国権利独立原則)であり、日本の特許権や商標権の効力は日本の領域内にしか及びません(属地主義)が、それら原則を前提とした上で、『その日本の特許権や商標権の効力をいかに考えるか、権利者が外国で拡布した商品にまで日本の特許権や商標権の効力が及ぶと考えるか及ばないと考えるか』というのが並行輸入問題です。つまり、並行輸入品を権利侵害としないとしても、各国権利独立原則や属地主義に反しないと考えられています。

Q6 特許法の並行輸入問題と商標法の並行輸入問題では何か違いがあるのですか。

A6 商標法では、並行輸入品は商標の本質である出所表示機能も品質保証機能も害しないから商標権侵害にならないとしています。ところが、特許法では、BBS事件最高裁判決によれば、特許権者の意思(譲受人との合意と商品への明示)によって、並行輸入品を特許

権侵害とすることができます。そして、上記最高裁判決がでた後は、特許権者は譲受人との間で販売先や使用地域の合意をして、それを製品に表示するようになるでしょうから、結局並行輸入品は特許権侵害となることが多いでしょう。

先に述べたとおり、この問題は理論的な問題というよりは、特許権者や商標権者による商品の流通のコントロールを認めるかという問題です。そして、創作物である特許においては流通のコントロールを認めても良いが、単なる標識に過ぎない商標では流通コントロールまでは認められないという価値判断が根底にあるのかもしれない。

Q7 著作権においては真正商品の並行輸入の問題は生じないのですか。

A7 並行輸入の問題は各国の権利独立原則を前提として発生する問題です。つまり、パーカー社が日本と米国で有する「PARKER」商標が別々の権利であることを前提として、パーカー社が米国で拡布した「PARKER」万年筆が日本に輸入されたときに、その真正万年筆も日本の「PARKER」商標権を侵害するかという問題です。ところが、著作権は、商標権や特許権のような各国で設定登録を受けることによって発生する権利ではなく、著作物の完成によって当然に1個の権利が発生し、それがベルヌ条約や万国著作権条約加盟国において等しく保護されるという権利です。したがって、理論的には、著作権に並行輸入問題は生じないといえます。つまり、著作権者のライセンスを得て製造した商品である限り、外国から日本に輸入しても著作権侵害にはならないといえます。ところが、101匹ワンチャン事件の東京地裁判決(平5(ワ)4948号、平成6・7・1)は、ウォルト・ディズニーが著作権を有する映画「101匹ワンチャン」のビデオを同社の許諾を得て日本国内で販売する者が、真正な「101匹ワンチャン」

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

のビデオを米国から輸入して日本国内で販売する者を訴えたという事案で、「我が国には、映画の著作物の複製物であるビデオカセットを著作権者の許諾を得ずに頒布する行為が、右のような並行輸入品であることによって、当然に、著

作権（頒布権）の侵害とならないとする明文の法令も、確立した判例もない」として、それら真正ビデオを著作権侵害としました。

（原稿受領日 2004年2月15日）

